

春日井市一般廃棄物処理基本計画 施策の実施状況

資料4

〈ごみ処理〉

基本施策1 ごみを発生させない取組の推進(リフューズ・リデュース)

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
1-1	1	【重点】 使い捨て（ワンウェイ） プラスチックの削減	使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減に向けてマイバッグやマイボトルの利用を推進するとともに、 unnecessary プラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルを促進するため、関係機関や事業者等と連携して情報発信を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○青空教室等の講座で使い捨てプラスチック削減を啓発 ○スターバックスイーアス春日井店と連携してプラスチック資源循環に関する出前講座を実施(4回、69人参加)	○継続
1-1	2	指定袋のバイオマスプラスチック化等の推進	環境負荷の少ないバイオマスプラスチック等を使用した指定袋の導入を推進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○バイオマスプラスチック等に関する情報収集を実施	○継続
1-1	3	拡大生産者責任等の要望	製品の製造や販売においてプラスチック等のごみの発生・排出抑制が推進されるよう、国や製造事業者等に対してプラスチック等のごみ削減のための拡大生産者責任等について要望します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○全国都市清掃会議等を通じて製造事業者等の拡大生産者責任について要望活動を実施	○継続
1-2	4	【重点】 3きり（水切り、食べきり、使いきり）の啓発	3きり（水切り、食べきり、使いきり）など家庭で実践できる生ごみ削減の取組を啓発します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○広報春日井9月号特集記事やHPで水切りを周知 ○青空教室や各種講座、イベントで水切り袋を配布	○継続
1-2	5	【重点】 食品ロス削減月間等における啓発	食品ロス削減月間（10月）等に食品ロス削減に関する情報をイベントや講座、広報誌、SNS等の様々な手段により発信します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○消費生活展や春日井まつりで食品ロス削減のパネル展示を実施 ○青空教室や各種講座で食品ロス削減を啓発	○継続
1-2	6	家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の拡充	家庭用生ごみ処理機やコンポスト等の利用を促進するため、購入費補助制度の対象要件の見直しなど制度を拡充します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○補助件数・金額 182件1,450千円 ○インターネット購入を補助対象に追加 ○補助上限額を1万円に減額	○継続
1-2	7	生ごみ減量講座	生ごみを堆肥化するぼかし作り講座や食品ロスを削減するエコクッキング講座等を開催します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○生ごみ減量講座(ぼかし作り)を実施(無印良品イーアス春日井店1回、19人参加、レディヤン春日井1回、15人参加)	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
1-2	8	学校給食の食べ残し削減	小中学校と連携し、食育を通じて学校給食の食べ残しを削減する啓発活動を行い、学齢期からの意識醸成を図ります。	学校給食課	○市立小中学校で、児童生徒がいつもより一口でも多く頑張って食べることに挑戦する「もぐもぐ大作戦」(校内放送や掲示資料等による啓発)の実施(3回)	○継続
1-2	9	外食時の食べ残し削減	「3010運動」の普及など宴会や外食時における食べ残しの削減を啓発します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○3010運動のポスター・チラシによる啓発を実施	○継続
1-2	10	フードドライブの推進	福祉団体や事業者等と連携し、フードドライブ等による未利用食品の有効活用を推進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○子ども食堂等で構成するフードドライブ事業ネットワーク連絡会を開催 ○地域共生推進課窓口で未利用食品の寄付を受付(1,001,729kg) ○春日井まつり、かすがい環境フェスでフードドライブによる未利用食品を配布	○継続
1-2	11	「あいち食品ロスパートナーシップ制度」の周知	市内の事業者や団体等による食品ロス削減の取組を促進するため、「あいち食品ロスパートナーシップ制度」について周知します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○市ホームページやチラシで制度を周知	○継続
1-3	12	【重点】 排出事業者への啓発・指導	事業系ごみの減量や資源化を促進するための手引きの作成等のほか、多量排出事業者に対する減量計画の作成指示や訪問指導、啓発を行います。	ごみ減量推進課 (廃対)	○市外で資源化を行う際のマニュアルを作成し、ホームページに掲載	○多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を義務付けている市町村に事業効果の調査を実施
1-3	13	クリーンセンター搬入物検査	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。	ごみ減量推進課 (廃対)	○クリーンセンターと共同で2回実施(5月、9月)	○年4回の実施を予定
1-3	14	ごみ減量等を推進する事業所の認定	ごみ減量や資源の有効利用に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組をホームページ等で紹介します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○ホームページで認定事業所の取組や制度を周知(R7年度末時点の認定事業所数9事業所)	○継続
1-3	15	公共施設のごみ減量	グリーン購入や分別啓発、ペーパーレス化の推進等により、公共施設から発生するごみの減量を図ります。	ごみ減量推進課 (廃対)	○分別やリユースについての啓発を実施	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
1-4	16	【重点】 ごみ処理手数料の改定	ごみの減量や資源化の推進、受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料の改定を検討します。特に事業系ごみについては、不適正搬入防止のための周辺自治体との価格差の是正や、資源化が促進される仕組みづくりを検討します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更の中でごみ処理手数料改定を決定(最低料金の設定等)	○10月1日から料金変更
1-4	17	粗大ごみの見直し	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。	清掃事業所 ごみ減量推進課 (ごみ減)	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更に伴って収集品目変更を決定(リサイクル家電・タイヤ等の収集廃止等)	○10月1日から収集品目変更
1-4	18	特定廃棄物の見直し	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減) クリーンセンター	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更の中で特定廃棄物区分を廃止し、受付品目や処理手数料の変更を決定	○10月1日から受入品目・料金変更
1-4	19	家庭系ごみ有料化の調査研究	本市では家庭系ごみの減量が一定程度進んでいるため現時点で家庭系ごみの有料化(指定ごみ袋の有料化)を導入する予定はありませんが、有料化はごみ減量に有効な手段の一つとされていることから、引き続き導入自治体の状況等を調査研究します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○導入自治体の状況等を情報収集	○継続

基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進(リユース・リサイクル)

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
2-1	20	エコメッセ春日井におけるリユースの推進	エコメッセ春日井において子ども服や食器類の提供、家具、自転車の再利用品販売等を行います。	クリーンセンター	○子ども服:218点、食器類339点、おもちゃ258点を提供。 ○自転車80点を再利用品として販売。	自転車の再利用品販売、子ども服及び食器類の提供は終了し、より高い効果を見込めるジモティースポット春日井の実証実験を開始。
2-1	21	フリマアプリ等提供事業者との連携	フリマアプリ等の提供事業者と連携し、事業者のプラットフォームを活用した粗大ごみ等のリユースを促進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減) クリーンセンター	○㈱マーケットエンタープライズ及び㈱ジモティーとの連携協定に基づき、市ホームページ等でリユース促進を啓発 ○㈱ジモティーとエコメッセ春日井におけるジモティースポット開設に関する連携協定を締結(R7年12月)	○R8年5月にエコメッセ春日井に「ジモティースポット春日井」を開設
2-2	22	【重点】プラスチック製品の資源化	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○プラスチック資源の分別収集及び再商品化について他自治体等の状況を情報収集	処理ルートについての方針を検討する。
2-2	23	【重点】事業系ごみの資源化	事業系ごみ処理手数料の改定やクリーンセンターへの資源化物(古紙、食品廃棄物、剪定枝等)の搬入を抑制する啓発・指導等により、市内外の再生事業者の積極的な活用を促し、資源化を推進します。	ごみ減量推進課 (廃対)	○公共施設から発生する剪定枝等を市外の資源化施設へ搬入 ○事業系の紙おむつ再生利用について民間事業者を交えて検討(事業採算性が合わないため現時点では事業化を断念)	○剪定枝等については搬入実績を基に継続性を判断
2-2	24	ペットボトル水平リサイクル	ペットボトルの資源循環を促進するため、使用済みペットボトルから新たなペットボトルを作る水平リサイクル(ボトルtoボトル)を推進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○容リ協ルートで水平リサイクルを実施	○継続
2-2	25	資源回収団体奨励金	市民による自主的な資源回収(集団回収)は、リサイクルの推進だけでなく地域コミュニティ等の活性化にもつながるため、資源回収団体に対して回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収を促進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○資源回収団体の収集量に応じて奨励金を交付(67団体、2,479,159円)	○継続
2-2	26	雑がみの分別促進	雑がみの分別排出を周知啓発するとともに、排出しやすい方法を検討します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○各種講座やイベントで雑がみ回収袋を配布	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
2-2	27	資源の拠点回収	適正な資源化と排出環境の充実を図るため、公共施設等においてスプレー缶や小型家電、蛍光灯、廃食用油、乾電池等の拠点回収を推進します。また、事業者と連携し、詰替えパック等の拠点回収を検討します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○公共施設等で拠点回収を実施 スプレー缶・ライター 30か所2,840.0kg 小型家電 16か所1,161.7kg 蛍光灯 24か所1,249.0kg 廃食用油 18か所9,750ℓ 乾電池等 16か所64t ○R8年1月からごみステーションでの電池類の一括収集の開始に伴い、電池類の拠点回収施設を削減(79→16か所)	○継続
2-2	28	事業者による自主回収の促進	事業者によるプラスチック製品等の店頭回収など自主回収を促進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更の中でリサイクル家電やタイヤ等の受入廃止を決定し、電器店やカー用品店等の事業者による回収を案内	○10月1日から受入品目変更
2-2	29	焼却灰の資源化	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。	クリーンセンター	○焼却灰の一部を資源化 2,726.69t	○継続
2-2	30	資源化品目の拡大	社会状況や経済性を考慮した上で、剪定枝や生ごみ、紙おむつなど資源化に適する品目を調査し、分別区分の見直しを検討します。	ごみ減量推進課 (ごみ減・廃対)	○公共施設から発生する剪定枝等を市外の資源化施設へ搬入 ○事業系の紙おむつ再生利用について民間事業者を交えて検討(事業採算性が合わないため現時点では事業化を断念)	○剪定枝等については搬入実績を基に継続性を判断
2-2	31	資源の持ち去り防止対策	ごみステーションからの資源の持ち去り行為を防止するため、警察と連携し、監視パトロールや注意喚起、指導等の対策を強化します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○電話・メール・LINE等により通報受付(通報件数308件) ○職員による早朝監視パトロールを実施(飲料缶37回、金属類15回、古紙類0回) ○資源物持ち去り行為者に対する警告を実施(14件)	○継続

基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
3-1	32	【重点】 発火性危険物の分別排出の啓発	充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物に起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故を防止するため、発火性危険物用指定袋を使用した分別排出の徹底を周知啓発します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○各種講座やイベントで発火性危険物用指定袋を配布 ○市ホームページやSNS、JR駅デジタルサイネージ、広報、チラシ等で発火性危険物の分別排出を啓発 ○発火性危険物用指定袋と啓発チラシを全戸配付	○継続
3-1	33	環境カレンダー等による周知啓発	環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等によりごみの分別方法や排出マナー等を周知啓発します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○R9から資源・ごみ出しカレンダーから曜日表に変更し、広報と併せて全戸配付することを決定 ○資源・ごみの出し方品目別一覧を増刷	○資源・ごみ出し曜日表を12月号広報と併せて全戸配付
3-1	34	ごみ分別アプリ、SNS等による情報発信	ごみ分別アプリやSNS、ホームページ、JR駅デジタルサイネージ等を活用し、情報発信の充実を図ります。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○発火性危険物の分別排出や生ごみ減量、リユースの促進等についてごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式LINE等を活用して情報発信を実施 (さんあ〜るの利用者数55,196人(R7年度末時点累計)、年間アクセス数1,107,193件)	○継続
3-1	35	イベント等における情報発信	春日井まつりや消費生活展等のイベント、商業施設等において、ごみの減量や資源化に関する情報発信を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○春日井まつりや消費生活展、かすがい環境フェスで食品ロス削減等に関する情報発信を実施 ○スターバックスと連携してイース春日井でプラスチック資源循環に関するワークショップイベントを実施(4回69人参加)	○継続
3-1	36	エコメッセ春日井による情報発信の強化	環境啓発施設であるエコメッセ春日井の展示内容を見直すとともに、講座やイベントの充実を図ります。	クリーンセンター	○展示20回、来館者5,466人 ○47講座(54回)、参加者627人	○継続 エコメッセにおける啓発についてあり方を検討
3-1	37	転入者への啓発	転入者に対して環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等を配付し、ごみの分別方法等を啓発します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○戸籍住民課等で転入者に対して資源・ごみの出し方便利帳や資源・ごみ出しカレンダー等を配付	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
3-1	38	外国人や若年層への啓発の強化	外国人住民に対して外国語に対応した環境カレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を行います。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○資源・ごみ出しカレンダーに4か国語(英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語)を表記 ○資源・ごみの出し方便利帳概要版の外国語版(英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語・韓国語・スペイン語)を作成し、要望に応じて配付 ○レディヤンかすがいや高蔵寺ふれあいセンターの外国人向け日本語教室でごみの分別方法に関する講座を実施(3回98人参加)	○継続
3-1	39	表彰制度の活用	環境活動に取り組む個人や団体等を表彰する制度を周知し、活用することで、取組の重要性を発信します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○環境活動に取り組む市民(中部大学名誉教授・行本正雄氏)に対して「かすがい環境賞」の表彰を実施	○継続
3-1	40	災害時等の情報発信	「春日井市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時のごみ処理について平常時から啓発するとともに、発災後には時期に応じて迅速で的確な情報発信を行います。	ごみ減量推進課 (廃対)	○市公式LINEで「大規模災害発生時のごみの出し方について」の周知を実施	○継続
3-2	41	青空教室	小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施します。	ごみ減量推進課 (ごみ減) 清掃事業所	○小学4年生や保育園等の年長児に対して青空教室を実施(児童37校2,663人、園児57園1,876人)	○継続
3-2	42	子ども向け体験型講座	子ども環境アカデミーなど、年齢や関心に合わせた子ども向けの体験型講座やイベントを開催し、環境意識の醸成を図ります。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○小学生を対象に、スターボックスと連携してイース春日井でプラスチック資源循環に関するワークショップイベントを実施(19人参加)	○継続
3-2	43	出前講座	地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○レディヤンかすがいや高蔵寺ふれあいセンターの外国人向け日本語教室でごみの分別方法に関する講座を実施(3回98人参加) ○市民団体に対してプラスチックリサイクルに関する講座を実施(1回21人参加) ○スターボックスと連携してイース春日井でプラスチック資源循環に関するワークショップイベントを実施(4回69人参加)	○継続
3-2	44	クリーンセンター施設見学	小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学を受け入れるほか、個人でも参加できる見学会のイベントを開催します。	クリーンセンター	○一般(町内会等):4件、48人 ○小中学校(学校関係):13件、1,158人 ○公共団体:1件、4人	○継続

基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
4-1	45	【重点】 ごみステーションの設置・維持管理のあり方の検討	本市では戸別収集の導入は見送り、ごみステーション収集方式を継続することとしています。が、一部の地域ではごみステーションの設置や維持管理が住民の負担となっていることから、区・町内会・自治会等を所管する関係部署と連携し、ごみステーションの設置や維持管理のあり方を検討します。	ごみ減量推進課 (ごみ減) 清掃事業所	○ごみステーションのルール・マナー違反に対する指導として立会い(25件)を実施したほか、防鳥ネット貸与(2,943枚)やごみボックス等購入費補助(155基)により維持管理の支援を実施	○継続するとともに、他自治体等の状況を情報収集
4-1	46	【重点】 ごみ散乱防止対策への支援	ごみステーションにおけるごみの散乱を防止するため、ごみボックス等ごみステーション整備用品の設置費補助拡充の検討や収集作業員等による清掃活動を実施するとともに、監視カメラの試行などごみステーションの清潔保持のための効果的な手法を検討します。	清掃事業所	○区・町内会等に対し設置費用の補助金交付 交付団体数50団体、申請件数94件(155基)	○継続
4-1	47	【重点】 ごみ出しルール・マナーの啓発	ごみ出しルールやマナーの遵守を図るため、ごみステーションにおける排出指導を実施するとともに、適正排出を注意喚起する看板の貸与や周辺住民へのチラシの配布、ルール違反ごみへの違反シールの貼付等による啓発を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減) 清掃事業所	○ごみ出しマナーの悪いごみステーションでの排出指導や啓発看板の貸与・設置、周辺住民へのチラシ配布等を実施	○継続
4-2	48	クリーンセンター搬入物検査(13再掲)	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源物等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。	ごみ減量推進課 (廃対)	○クリーンセンターと共同で2回実施(5月、9月)	○年4回の実施を予定
4-2	49	排出事業者への指導	搬入物検査(ごみ検査)の結果等を踏まえ、排出事業者に対して適正な分別排出を徹底するよう訪問指導を実施します。	ごみ減量推進課 (廃対)	○ごみ検査を通じて、訪問指導が必要な排出事業者は確認できておらず未実施	○状況に応じて実施
4-3	50	不法投棄防止対策	市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の対策を実施するとともに、緊密な情報交換を図り、不法投棄の未然防止に取り組みます。	清掃事業所	○清掃パトロールの実施 回収した不法投棄物 521箇所、988個 ○市民、事業者との合同パトロールの実施 19回	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
4-3	51	ポイ捨て・ふん害防止対策	ポイ捨てによるごみの散乱やペットのふん害の防止に対する市民の意識向上を図るため、地域の団体や事業者と連携し、公園や駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会や空き缶等散乱防止協定締結事業所等と連携し、落合公園やJR駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施 JR駅周辺 4回145人参加 落合公園 1回404人参加	○継続
4-3	52	かすがいクリーン大作戦	快適できれいなまちづくりを推進するため、市民や事業者の参加による地域の清掃活動を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○春季 37,818人参加 175.72t収集 ○秋季 21,933人参加 82.21t収集	○継続
4-3	53	地域環境美化活動への支援	区・町内会・自治会等の団体が実施する地域の清掃活動に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○地域環境美化活動のごみ回収等を実施	○継続
4-3	54	環境美化指導員による美化活動	環境美化指導員を配置し、ポイ捨てやふん害が多発する場所等において巡視や清掃、啓発活動を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○環境美化指導員によるポイ捨てごみ等の清掃活動を実施(1,691.05kg収集)	○継続
4-3	55	空き缶等散乱防止協定	事業者と空き缶等散乱防止協定を締結し、事業者による空き缶等のごみのポイ捨て防止の啓発や清掃活動を促進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○協定締結事業所数 99事業所(R7年度末時点) ○協定締結事業所参加による落合公園の清掃活動を実施	○継続

基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
5-1	56	【重点】 高齢者等排出困難者への支援	家庭ごみ等をごみステーションへ持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある人に対して、玄関先で戸別収集する「さわやか収集」について、福祉関係部署と連携し、総合的な高齢化対策として支援の拡充を検討します。	清掃事業所	○対象要件の緩和と福祉部門での申請受付など支援の拡充 登録件数365件(新規138件、廃止93件)	○継続
5-1	57	【重点】 安定的な収集運搬体制の確保	直営収集作業員の減少と高齢化に対応するとともに、クリーンセンター施設再整備に伴う一時的な市外搬出や、災害、感染症の流行等の非常時のリスク管理も含めて、安定的な収集運搬体制の確保を図ります。	清掃事業所	○直営収集作業員の班編成や市外搬出に伴う収集ルートの変更を実施	○継続
5-1	58	粗大ごみ運び出しサービス	自宅内等から粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスの導入を検討します。	清掃事業所	○粗大ごみを搬出できない高齢者世帯を対象に直営収集作業員が個別収集を実施 収集件数14件・28個	○継続
5-1	59	収集運搬におけるデジタル技術の活用	収集運搬作業の効率化や市民サービスの向上を図るため、GPSを活用したごみ収集車運行管理システムや電子申請システム等の導入を検討します。	清掃事業所	○市民等から道路等で死んでいる動物を通報する手段として市公式LINEに機能追加 LINEによる収集件数 90件	○継続
5-1	60	次世代自動車の導入	ごみ収集車両に起因する環境負荷を低減するため、ハイブリッド収集車等の次世代自動車の導入を検討します。	清掃事業所	○ハイブリッド収集車等の導入を検討	○継続するとともに、他自治体等の状況を情報収集
5-2	61	【重点】 プラスチック製品の資源化（22再掲）	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○プラスチック資源の分別収集及び再商品化について他自治体等の状況を情報収集	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
5-2	62	資源化品目の拡大（30再掲）	社会状況や経済性を考慮しながら剪定枝や生ごみ、紙おむつなど新たな資源化に適する品目の調査と、排出方法や分別区分の見直しの検討を行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減・廃対)	○公共施設から発生する剪定枝等を市外の資源化施設へ搬入 ○事業系の紙おむつ再生利用について民間事業者を交えて検討(事業採算性が合わないため現時点では事業化を断念)	○剪定枝等については搬入実績を基に継続性を判断
5-2	63	粗大ごみの見直し（17再掲）	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。	清掃事業所 ごみ減量推進課 (ごみ減)	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更に併せて収集品目変更を決定(リサイクル家電・タイヤ等の収集廃止等)	○10月1日から収集品目変更
5-2	64	特定廃棄物の見直し（18再掲）	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。	ごみ減量推進課 (ごみ減) クリーンセンター	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルール変更の中で特定廃棄物区分を廃止し、受付品目や処理手数料の変更を決定	○10月1日から受入品目・料金変更
5-2	65	水銀製品の適正回収	環境中に水銀が飛散・流出しないよう、蛍光管等の水銀含有製品の適正な分別収集や処理を行うため、公共施設における拠点回収への移行を推進します。	ごみ減量推進課 (ごみ減)	○公共施設15か所と電機店9か所で蛍光管の拠点回収を実施(回収量1,249kg) ○R8年1月からの電池類の一括収集開始に伴い、水銀体温計等の水銀使用廃製品について年2回のステーション収集を廃止し、公共施設(ごみ減量推進課、清掃事業所、エコメッセ春日井)における拠点回収を開始	○継続

基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
6-1	66	【重点】 クリーンセンター施設再整備（1工場化）	クリーンセンター第2工場の焼却設備など主要機器の大規模整備（基幹的設備改良工事）を実施し、2027（令和9）年度から第1工場を停止して第2工場の1工場体制に移行して稼働します。	クリーンセンター	○4号炉及び共通系設備の整備を完了	○基幹改良工事継続 ○第1工場解体工事に係る発注・技術支援・技術支援業委託
6-1	67	【重点】 粗大・不燃ごみ処理設備と資源化処理設備の再整備	クリーンセンターの粗大・不燃ごみ処理設備と資源化中間処理設備の老朽化に対応するため、次期クリーンセンターのあり方や経済性等を踏まえた長期的な視点に立ち、設備の再整備や資源化中間処理の外注化を検討します。	クリーンセンター	○再設備の対象設備検討を実施	○破碎リサイクル施設整備に係る発注・技術支援業委託
6-1	68	【重点】 クリーンセンター火災防止対策	発火性危険物の分別収集や選別等の中間処理、クリーンセンターの防火設備の更新、職員への教育・訓練等による安全管理体制の強化を行うとともに、防火対策の先進技術等を調査研究し、対策の強化を図ります。	クリーンセンター	○第2工場焼却炉停止中の可燃ピット火災に対する延焼防止設備の強化 ○年4回の消防訓練実施 ○発火を早期発見し、消火するためにハード・ソフト面で対策を強化検討	○年3回の消防訓練実施 ○発火を早期発見し、消火するためにハード・ソフト面で対策を強化検討
6-1	69	クリーンセンター直接搬入におけるデジタル技術の活用	クリーンセンター直接搬入における混雑緩和と利便性向上を図るため、デジタル技術の活用による予約制等の導入を検討します。	クリーンセンター	○クリーンセンター1工場化によるごみ受入ルールの変更の中で予約制度導入ではなく自動精算機の採用を検討	○予約制導入ではなく自動精算機の導入 ○デジタル技術の活用の検討
6-2	70	最終処分場の適正な維持管理	最終処分場の適正な維持管理を行い、周辺環境の保全と適正処分を推進します。また、ごみの減量や資源化により埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。	クリーンセンター	○内津北山最終処分場埋立量 4,696.38t ○場外処分場 4,692.44t	○継続

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
6-2	71	焼却灰の資源化（29再掲）	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。	クリーンセンター	焼却灰の一部を資源化 2,726.69t	○継続
6-3	72	【重点】 災害廃棄物の適正処理と対応力の強化	春日井市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの適正処理を行います。また、職員への啓発や教育、訓練等を実施し、災害時における対応能力の強化を図ります。	ごみ減量推進課（廃対）	○愛知県が実施する災害廃棄物対策研修を受講	○継続
6-3	73	広域連携等による処理体制の確保	大規模災害時や施設の故障・更新等による運転停止時のごみ処理について、災害時における相互応援に関する協定等に基づき、他自治体や民間事業者等に支援を要請するなど収集処理体制の確保を図ります。	ごみ減量推進課（廃対） クリーンセンター	○多治見市と新たに「ごみ処理相互応援に関する協定書」を締結 ○大栄環境株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」を締結	○JFEエンジニアリング株式会社、JFE環境サービス株式会社、J&T環境株式会社とクリーンセンター災害時における応急措置の協力に関する協定を締結

〈生活排水処理〉

基本方針1 生活排水処理の更なる推進

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
1-1	1	公共下水道の整備の推進	下水道基本計画に基づき、計画的かつ着実な整備を行うとともに、排水量等の現状分析と将来予測に基づき、効率的・効果的な未普及地域の解消を図ります。	上下水道経営課	○公共下水道の未普及対策を目的とし、上条地区について、13.0haの公共下水道整備を行った。	○前年度に引き続き、上条地区について公共下水道整備を行う。本年度は、13.8haを計画している。
1-1	2	公共下水道接続率の向上	本市の公共下水道への接続率は2022（令和4）年度末時点で約96%と高い値ではあるものの、接続工事費に対する貸付制度の活用や、供用開始から間もない区域については、未接続家屋への訪問等により、公共下水道への接続率の向上を図ります。	上下水道業務課	本市の公共下水道への接続率は2025(令和7)年度末時点で約96%と高い値ではあるものの、接続工事費に対する貸付制度の活用や、供用開始から間もない区域については、未接続家屋への訪問等により、公共下水道への接続率の向上を図った。	接続工事費に対する貸付制度の紹介や、供用開始から間もない区域への訪問等を強化するなど、引き続き公共下水道への接続率の向上を図る。
1-2	3	合併処理浄化槽設置費補助	合併処理浄化槽への転換に対する設置費用の一部を補助する制度により、公共下水道事業計画区域を除いた区域において、普及促進を図ります。	環境保全課	○各イベント及び市内公民館4箇所にて補助制度案内のパネルの展示、チラシの配布を実施	○継続
1-2	4	合併処理浄化槽の有効性の周知・啓発	ホームページやリーフレットにより合併処理浄化槽の有効性について周知・啓発を図ります。	環境保全課 ごみ減量推進課 (廃対)	○浄化槽の転換重点区域に対して転換促進チラシの配布を実施	○継続
1-3	5	汚濁負荷物質の発生抑制に係る啓発	各家庭等における水質汚濁物質の発生源対策を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制します。	環境保全課 ごみ減量推進課 (廃対)	○広報春日井にて適正な維持管理を促進する記事を掲載	○継続
1-4	6	浄化槽の適正な維持管理の促進	浄化槽管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発をホームページやリーフレットにより行い、適正な維持管理を促進します。	環境保全課 ごみ減量推進課 (廃対)	○広報春日井にて適正な維持管理を促進する記事を掲載	○継続

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策	番号	取組	内 容	担当課	R7年度実績	R8年度実施予定
2-1	7	安定的な収集運搬体制の確保	収集運搬体制はし尿が直営及び委託業者、浄化槽汚泥については収集運搬許可業者で行いますが、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集量に対応できる効率的な体制で実施します。	ごみ減量推進課 (廃対) 清掃事業所	○し尿収集業者と面談し、実施体制を確認	○継続
2-1	8	し尿収集運搬事業の合理化に係る協議	し尿の収集運搬については、事業規模の縮小が想定されることから、事業の合理化について委託業者との協議を進めます。	ごみ減量推進課 (廃対)	○し尿収集業者と面談し、事業状況を確認	○継続
2-2	9	し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な管理	施設の老朽化による修繕の必要性を判断するため精密機能検査を実施し、検査結果に基づき適切な修繕を実施します。	ごみ減量推進課 (衛生プラント) クリーンセンター	○精密機能検査を実施、検査結果等に基づき修繕を実施	○継続
2-3	10	次期し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備	2033（令和15）年度に施設の耐用年数を迎えることから、公共下水道の整備状況や、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推計を踏まえるとともに、災害に強い施設整備を進めます。	ごみ減量推進課 (衛生プラント) クリーンセンター	○新施設の地元調整を実施	○次期衛生プラント施設整備基本計画策定等業務委託
2-4	11	処理汚泥の再資源化方策の検討	衛生プラントの汚泥処理から発生する脱水汚泥及び脱水し渣は焼却後、埋め立て処分されていますが、今後、セメント原料等の再資源化方策や施設更新時には脱水汚泥と生ごみを利用したメタン発酵によるバイオエネルギーの活用等を検討します。	ごみ減量推進課 (衛生プラント) クリーンセンター	○施設更新時の再資源化方策を検討 ○有機性廃棄物の検討を実施	○継続 ○次期衛生プラント施設整備基本計画策定等業務委託